

テレビせとうち株式会社からの追加意見書について

- P 1 ……追加意見書の概要について
- P 2 ……日本海ケーブルネットワーク株式会社からの裁定申請について
- P 4 ……株式会社鳥取テレピアからの裁定申請について
- P 6 ……株式会社中海テレビ放送からの裁定申請について
- P 8 ……鳥取中央有線放送株式会社からの裁定申請について
- P10 ……山陰ケーブルビジョン株式会社からの裁定申請について
- P12 ……出雲ケーブルビジョン株式会社からの裁定申請について
- P14 ……三原テレビ放送株式会社からの裁定申請について
- P16 ……株式会社東広島ケーブルメディアからの裁定申請について
- P18 ……尾道ケーブルテレビ株式会社からの裁定申請について

テレビせとうち株式会社からの追加意見の概要

対象となる有線テレビジョン放送事業者	有線テレビジョン放送法第13条第2項本文の同意しない理由
1	<p>日本海ケーブルネットワーク株式会社、株式会社鳥取テレトピア、株式会社中海テレビ放送、鳥取中央有線放送株式会社、山陰ケーブルビジョン株式会社、出雲ケーブルビジョン株式会社、三原テレビ放送株式会社及び株式会社東広島ケーブルメディアからの裁定申請について</p> <p>平成19年8月9日、広島県尾道・三原地区に免許された株式会社テレビ新広島のデジタル放送(23CH)により、当該地区において、テレビせとうち株式会社(以下「TSC」という。)のアナログ放送(23CH)との混信が発生し、TSCの放送を受信していた視聴者が受信できない状況。</p> <p>本障害は、国の周波数変更対策上、広島県の放送事業者とは異なる広島県外波によるものであり、一般視聴者からの受信障害報告を受けても、視聴者保護の対象とはされていないため、同一地区の申請者によるTSCのアナログ放送の区域外再送信を認めることは、一般視聴者の理解を得られない。</p>
2	<p>尾道ケーブルテレビ株式会社からの裁定申請について</p> <p>平成19年8月9日から、広島県三原中継局より株式会社テレビ新広島のデジタル放送(23CH)が開始され、この頃より、広島県尾道市でTSCが金甲山から送信しているアナログ放送(23CH)を受信している視聴者から、受信障害の報告がTSCに入りはじめ、8月24日には、申請者の加入者から、TSCの放送が綺麗に見られなくなったとの苦情が寄せられた。</p> <p>以上から、当該地区で同一チャンネルによるデジタル波とアナログ波の混信の発生が明らかであり、申請者の受信点でもTSCの放送受信が出来ない状況。</p> <p>この状況は、放送サービスの品質が適正でないことを表し、同意しないことの正当な理由(第104回国会・衆議院・逓信委員会における5つの基準)に当たると考える。以上から申請者に再送信を認めることに問題がある。</p> <p>本障害は、国の周波数変更対策上、広島県外波によるものであり、視聴者保護の対象外となっている。こうした方針を一般受信者に説明している一方で、同一地区の有線テレビジョン放送事業者の見えなくなった放送の区域外再送信を認めることは、一般視聴者の理解を得られるだろうか。以上からも再送信を認めることに問題がある。</p>

平成19年8月29日

総務大臣 増田 寛也 殿



700-8677

岡山市柳町2-1-1

テレビせとうち株式会社

代表取締役社長 大田 弘之

■■■■■■■■■■ (代)

意見書 (追加)

日本海ケーブルネットワーク株式会社から平成19年5月30日付で有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第13条第3項に基づき提出された総務大臣への裁定申請に関し、同条第4項の規定により、平成19年7月11日付で当社の意見書を提出いたしました。その後新たな事実が判明しましたので意見書の追加を別紙にて提出いたします。

2. 有線テレビジョン放送法第13条第2項本文の同意しない理由

(追加理由)

平成19年8月9日、広島県尾道・三原地区にテレビ新広島株式会社のデジタル23チャンネルが免許され放送が開始されました。その結果、当該地区において、当社のアナログ23チャンネルとの混信が発生し、当社の放送を受信していた視聴者が受信できなくなるという事態が発生しています。国の放送普及基本計画によって、こうした事態は予測されておりました。

それら障害については、国のアナログ周波数変更対策上は、広島県の放送事業者とは異なる広島県外の電波であり、総務大臣指定の指定周波数変更対策機関のコールセンターで一般視聴者の受信障害報告を受けた際は、視聴者保護の対象とはしないという方針で対応が行われております。こうした方針を一般視聴者に説明している一方、同一地区の有線放送事業者の、見えなくなった放送の区域外再送信を認めることは、一般視聴者の理解を得られないと思われます。

今後、デジタル放送が全国であまねく普及していく中で、有線放送事業者による区域外再送信を認めていくと、当社の区域外において、新たな中継局に免許が交付され、放送を開始して行く度に、同様の事態が発生するのではないかと考えられます。よって区域外再送信を認めることについては問題があるとの意見を追加意見として申し述べさせていただきます。

以上

平成19年8月29日

総務大臣 増田 寛也 殿



700-8677

岡山市柳町2-1-1

テレビせとうち株式会社

代表取締役社長 大田 弘之

■■■■■■ (代)

意見書 (追加)

株式会社鳥取テレトピアから平成19年5月30日付で有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第13条第3項に基づき提出された総務大臣への裁定申請に関し、同条第4項の規定により、平成19年7月11日付で当社の意見書を提出いたしましたが、その後新たな事実が判明しましたので意見書の追加を別紙にて提出いたします。

2. 有線テレビジョン放送法第13条第2項本文の同意しない理由

(追加理由)

平成19年8月9日、広島県尾道・三原地区にテレビ新広島株式会社のデジタル23チャンネルが免許され放送が開始されました。その結果、当該地区において、当社のアナログ23チャンネルとの混信が発生し、当社の放送を受信していた視聴者が受信できなくなるという事態が発生しています。国の放送普及基本計画によって、こうした事態は予測されておりました。

それら障害については、国のアナログ周波数変更対策上は、広島県の放送事業者とは異なる広島県外の電波であり、総務大臣指定の指定周波数変更対策機関のコールセンターで一般視聴者の受信障害報告を受けた際は、視聴者保護の対象とはしないという方針で対応が行われております。こうした方針を一般視聴者に説明している一方、同一地区の有線放送事業者の、見えなくなった放送の区域外再送信を認めることは、一般視聴者の理解を得られないと思われまます。

今後、デジタル放送が全国であまねく普及していく中で、有線放送事業者による区域外再送信を認めていくと、当社の区域外において、新たな中継局に免許が交付され、放送を開始して行く度に、同様の事態が発生するのではないかと考えられます。よって区域外再送信を認めることについては問題があるとの意見を追加意見として申し述べさせていただきます。

以上

平成19年8月29日

総務大臣 増田 寛也 殿



700-8677

岡山市柳町2-1-1

テレビせとうち株式会社

代表取締役社長 大田 弘之

■■■■■■■■■■ (代)

意見書(追加)

株式会社中海テレビ放送から平成19年5月30日付で有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)第13条第3項に基づき提出された総務大臣への裁定申請に関し、同条第4項の規定により、平成19年7月11日付で当社の意見書を提出いたしました。その後新たな事実が判明しましたので意見書の追加を別紙にて提出いたします。

2. 有線テレビジョン放送法第13条第2項本文の同意しない理由

(追加理由)

平成19年8月9日、広島県尾道・三原地区にテレビ新広島株式会社のデジタル23チャンネルが免許され放送が開始されました。その結果、当該地区において、当社のアナログ23チャンネルとの混信が発生し、当社の放送を受信していた視聴者が受信できなくなるという事態が発生しています。国の放送普及基本計画によって、こうした事態は予測されておりました。

それら障害については、国のアナログ周波数変更対策上は、広島県の放送事業者とは異なる広島県外の電波であり、総務大臣指定の指定周波数変更対策機関のコールセンターで一般視聴者の受信障害報告を受けた際は、視聴者保護の対象とはしないという方針で対応が行われております。こうした方針を一般視聴者に説明している一方、同一地区の有線放送事業者の、見えなくなった放送の区域外再送信を認めることは、一般視聴者の理解を得られないと思われまます。

今後、デジタル放送が全国であまねく普及していく中で、有線放送事業者による区域外再送信を認めていくと、当社の区域外において、新たな中継局に免許が交付され、放送を開始して行く度に、同様の事態が発生するのではないかと考えられます。よって区域外再送信を認めることについては問題があるとの意見を追加意見として申し述べさせていただきます。

以上

平成19年8月29日

総務大臣 増田 寛也 殿



700-8677

岡山市柳町2-1-1

テレビせとうち株式会社

代表取締役社長 大田 弘之

■■■■ (代)

意見書 (追加)

鳥取中央有線放送株式会社から平成19年5月30日付で有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第13条第3項に基づき提出された総務大臣への裁定申請に関し、同条第4項の規定により、平成19年7月11日付で当社の意見書を提出いたしましたが、その後新たな事実が判明しましたので意見書の追加を別紙にて提出いたします。

2. 有線テレビジョン放送法第13条第2項本文の同意しない理由

(追加理由)

平成19年8月9日、広島県尾道・三原地区にテレビ新広島株式会社のデジタル23チャンネルが免許され放送が開始されました。その結果、当該地区において、当社のアナログ23チャンネルとの混信が発生し、当社の放送を受信していた視聴者が受信できなくなるという事態が発生しています。国の放送普及基本計画によって、こうした事態は予測されておりました。

それら障害については、国のアナログ周波数変更対策上は、広島県の放送事業者とは異なる広島県外の電波であり、総務大臣指定の指定周波数変更対策機関のコールセンターで一般視聴者の受信障害報告を受けた際は、視聴者保護の対象とはしないという方針で対応が行われております。こうした方針を一般視聴者に説明している一方、同一地区の有線放送事業者の、見えなくなった放送の区域外再送信を認めることは、一般視聴者の理解を得られないと思われます。

今後、デジタル放送が全国であまねく普及していく中で、有線放送事業者による区域外再送信を認めていくと、当社の区域外において、新たな中継局に免許が交付され、放送を開始して行く度に、同様の事態が発生するのではないかと思われます。よって区域外再送信を認めることについては問題があるとの意見を追加意見として申し述べさせていただきます。

以上

平成19年8月29日

総務大臣 増田 寛也 殿



700-8677

岡山市柳町2-1-1

テレビせとうち株式会社

代表取締役社長 大田 弘

■■■■■■■■■■ (代)

意見書 (追加)

山陰ケーブルビジョン株式会社から平成19年5月30日付で有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)第13条第3項に基づき提出された総務大臣への裁定申請に関し、同条第4項の規定により、平成19年7月11日付で当社の意見書を提出いたしました。その後新たな事実が判明しましたので意見書の追加を別紙にて提出いたします。

2. 有線テレビジョン放送法第13条第2項本文の同意しない理由

(追加理由)

平成19年8月9日、広島県尾道・三原地区にテレビ新広島株式会社のデジタル23チャンネルが免許され放送が開始されました。その結果、当該地区において、当社のアナログ23チャンネルとの混信が発生し、当社の放送を受信していた視聴者が受信できなくなるという事態が発生しています。国の放送普及基本計画によって、こうした事態は予測されておりました。

それら障害については、国のアナログ周波数変更対策上は、広島県の放送事業者とは異なる広島県外の電波であり、総務大臣指定の指定周波数変更対策機関のコールセンターで一般視聴者の受信障害報告を受けた際は、視聴者保護の対象とはしないという方針で対応が行われております。こうした方針を一般視聴者に説明している一方、同一地区の有線放送事業者の、見えなくなった放送の区域外再送信を認めることは、一般視聴者の理解を得られないと思われまます。

今後、デジタル放送が全国であまねく普及していく中で、有線放送事業者による区域外再送信を認めていくと、当社の区域外において、新たな中継局に免許が交付され、放送を開始して行く度に、同様の事態が発生するのではないかと考えられます。よって区域外再送信を認めることについては問題があるとの意見を追加意見として申し述べさせていただきます。

以上

平成19年8月29日

総務大臣 増田 寛也 殿



700-8677

岡山市柳町2-1-1

テレビせとうち株式会社

代表取締役社長 大田 弘之

■■■■■■■■■■ (代)

意見書 (追加)

出雲ケーブルビジョン株式会社から平成19年5月30日付で有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)第13条第3項に基づき提出された総務大臣への裁定申請に関し、同条第4項の規定により、平成19年7月11日付で当社の意見書を提出いたしましたが、その後新たな事実が判明しましたので意見書の追加を別紙にて提出いたします。

2. 有線テレビジョン放送法第13条第2項本文の同意しない理由

(追加理由)

平成19年8月9日、広島県尾道・三原地区にテレビ新広島株式会社のデジタル23チャンネルが免許され放送が開始されました。その結果、当該地区において、当社のアナログ23チャンネルとの混信が発生し、当社の放送を受信していた視聴者が受信できなくなるという事態が発生しています。国の放送普及基本計画によって、こうした事態は予測されておりました。

それら障害については、国のアナログ周波数変更対策上は、広島県の放送事業者とは異なる広島県外の電波であり、総務大臣指定の指定周波数変更対策機関のコールセンターで一般視聴者の受信障害報告を受けた際は、視聴者保護の対象とはしないという方針で対応が行われております。こうした方針を一般視聴者に説明している一方、同一地区の有線放送事業者の、見えなくなった放送の区域外再送信を認めることは、一般視聴者の理解を得られないと思われまます。

今後、デジタル放送が全国であまねく普及していく中で、有線放送事業者による区域外再送信を認めていくと、当社の区域外において、新たな中継局に免許が交付され、放送を開始して行く度に、同様の事態が発生するのではないかと考えられます。よって区域外再送信を認めることについては問題があるとの意見を追加意見として申し述べさせていただきます。

以上

平成19年8月29日

総務大臣 増田 寛也 殿



700-8677

070

岡山市柳町2-1-1

テレビせとうち株式会社

代表取締役社長 大田 弘之

■■■■■■■■■■ (代)

意見書 (追加)

三原テレビ放送株式会社から平成19年5月30日付で有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第13条第3項に基づき提出された総務大臣への裁定申請に関し、同条第4項の規定により、平成19年7月11日付で当社の意見書を提出いたしました。その後新たな事実が判明しましたので意見書の追加を別紙にて提出いたします。

2. 有線テレビジョン放送法第13条第2項本文の同意しない理由

(追加理由)

平成19年8月9日、広島県尾道・三原地区にテレビ新広島株式会社のデジタル23チャンネルが免許され放送が開始されました。その結果、当該地区において、当社のアナログ23チャンネルとの混信が発生し、当社の放送を受信していた視聴者が受信できなくなるという事態が発生しています。国の放送普及基本計画によって、こうした事態は予測されておりました。

それら障害については、国のアナログ周波数変更対策上は、広島県の放送事業者とは異なる広島県外の電波であり、総務大臣指定の指定周波数変更対策機関のコールセンターで一般視聴者の受信障害報告を受けた際は、視聴者保護の対象とはしないという方針で対応が行われております。こうした方針を一般視聴者に説明している一方、同一地区の有線放送事業者の、見えなくなった放送の区域外再送信を認めることは、一般視聴者の理解を得られないと思われまます。

今後、デジタル放送が全国であまねく普及していく中で、有線放送事業者による区域外再送信を認めていくと、当社の区域外において、新たな中継局に免許が交付され、放送を開始して行く度に、同様の事態が発生するのではないかと思われまます。よって区域外再送信を認めることについては問題があるとの意見を追加意見として申し述べさせていただきます。

以上

平成19年8月29日

総務大臣 増田 寛也 殿



700-8677

岡山市柳町2-1-1

テレビせとうち株式会社

代表取締役社長 大田 弘

■■■■■■■■■■ (代)

意見書 (追加)

株式会社東広島ケーブルメディアから平成19年5月30日付で有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第13条第3項に基づき提出された総務大臣への裁定申請に関し、同条第4項の規定により、平成19年7月11日付で当社の意見書を提出いたしました。その後新たな事実が判明しましたので意見書の追加を別紙にて提出いたします。

2. 有線テレビジョン放送法第13条第2項本文の同意しない理由

(追加理由)

平成19年8月9日、広島県尾道・三原地区にテレビ新広島株式会社のデジタル23チャンネルが免許され放送が開始されました。その結果、当該地区において、当社のアナログ23チャンネルとの混信が発生し、当社の放送を受信していた視聴者が受信できなくなるという事態が発生しています。国の放送普及基本計画によって、こうした事態は予測されておりました。

それら障害については、国のアナログ周波数変更対策上は、広島県の放送事業者とは異なる広島県外の電波であり、総務大臣指定の指定周波数変更対策機関のコールセンターで一般視聴者の受信障害報告を受けた際は、視聴者保護の対象とはしないという方針で対応が行われております。こうした方針を一般視聴者に説明している一方、同一地区の有線放送事業者の、見えなくなった放送の区域外再送信を認めることは、一般視聴者の理解を得られないと思われまます。

今後、デジタル放送が全国であまねく普及していく中で、有線放送事業者による区域外再送信を認めていくと、当社の区域外において、新たな中継局に免許が交付され、放送を開始して行く度に、同様の事態が発生するのではないかと考えられます。よって区域外再送信を認めることについては問題があるとの意見を追加意見として申し述べさせていただきます。

以上

平成19年8月29日

総務大臣 増田 寛也 殿



700-8677

岡山市柳町2-1-1

テレビせとうち株式会社

代表取締役社長 大田 弘之

■■■■■■■■■■(代)

意見書(追加)

尾道ケーブルテレビ株式会社から平成19年5月30日付で有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)第13条第3項に基づき提出された総務大臣への裁定申請に関し、同条第4項の規定により、平成19年7月11日付で当社の意見書を提出いたしました。その後新たな事実が判明しましたので意見書の追加を別紙にて提出いたします。

2. 有線テレビジョン放送法第13条第2項本文の同意しない理由

(追加理由)

平成19年7月30日午前10時から、広島県三原中継局より株式会社テレビ新広島が、デジタル23チャンネルでデジタル試験放送を開始しました。その後、平成19年8月9日に本放送に移行しております。この頃より、広島県尾道市で当社が金甲山から送信しているアナログ23チャンネルを受信している視聴者から、受信障害の報告が当社に入りはじめ、平成19年8月24日には、尾道ケーブルテレビ株式会社の加入者より、当社の放送が綺麗に見られなくなったとの苦情が寄せられました。以上から、当該地区で同一チャンネルによるデジタル波とアナログ波の混信の発生が明らかであり、尾道ケーブルテレビ株式会社の受信点でも当社の放送受信が出来なくなるという事象が発生しております。この状況は、放送サービスの品質が適正でないことを表し、同意しないことの正当な理由（第104回国会・衆議院・逓信委員会における5つの基準）に当たると考えます。以上から尾道ケーブルテレビ株式会社に再送信を認めることに問題があるとの意見を追加意見として申し述べます。

以上のようにデジタル23チャンネルが広島県の尾道・三原地区に免許され放送が開始されましたが、国の放送普及基本計画によって、当社のアナログ23チャンネルに障害が生じ、見えなくなることは予測されておりました。また、それら障害については、国のアナログ周波数変更対策上は、広島県の放送事業者とは異なる広島県外の電波であり、視聴者保護の対象とはしないという方針で総務大臣指定 指定周波数変更対策機関のコールセンターでは対応が行われております。

こうした方針を一般受信者に説明している一方で、同一地区の有線放送事業者の見えなくなった放送の区域外再送信を認めることは、一般視聴者の理解を得られることでしょうか。以上からも再送信を認めることに問題があるとの意見も追加意見として申し述べさせていただきます。

以上